

## 綾瀬市職員に適用する勤勉手当の成績率に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年綾瀬町規則第2号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、職員に適用する勤勉手当の成績率（以下「成績率」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象職員)

第2条 この要綱の対象となる職員は、綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年綾瀬町条例第6号。以下「条例」という。）第3条の規定により別表第1の行政職給料表の適用を受ける職員（以下「職員」という。）とする。

### (成績率の決定)

第3条 成績率は、別に定める綾瀬市職員人事評価マニュアルに基づく業績評価及び能力評価による人事評価（能力評価のみ実施する職員については能力評価による人事評価）の結果に応じて、人事評価結果適用基準表（別表第1）及び成績率表（別表第2）を適用させて決定するものとする。ただし、第6条第2項に規定する判定期間内に懲戒処分又は矯正措置（以下「懲戒処分等」という。）を受けた者はこの限りでない。

2 6月及び12月に支給する勤勉手当の成績率を決定するための人事評価の結果の判定に係る期間については、条例第17条第1項に規定する基準日の前年の4月1日から基準日の属する年の3月31日までとする。

### (特別のチームの構成員に指名された職員に対する成績率の加算)

第3条の2 綾瀬市行政組織規則（昭和56年綾瀬市規則第28号）第17条の規定に基づき設置された特別のチーム（以下「チーム」という。）の構成員に指名された職員に係る成績率については、前条の規定に基づきその者に決定された成績率に、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を加算することができる。

- (1) チームのリーダー及びサブリーダー 100分の2
- (2) チームの構成員 100分の1

2 チームの庶務担当課長は、チームが設置された年度の末日までに、チームの構成員に指名された職員に対する評価を行い、その内容を人事主管課長に報告するもの

とする。

- 3 前条第2項の規定は、第1項の規定により成績率を加算する場合について準用する。この場合において、前条第2項中「人事評価の結果」とあるのは、「チームの構成員に指名された職員の成績率の加算」と読み替えるものとする。

(市人事評価評定委員会)

第4条 課長職以上の職員の評価結果の調整を図ることを目的に、綾瀬市人事評価評定委員会（以下「市評定委員会」という。）を置くことができる。

- 2 市評定委員会は、市長、副市長、教育長及び総務部長をもって組織する。
- 3 委員長には、市長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 市評定委員会の庶務は、人事主管課において処理する。
- 7 市評定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が市評価委員会に諮って別に定める。

(人事評価評定委員会)

第5条 総括主幹職以下の職員の評価結果の調整を図ることを目的に、部局等ごとに人事評価評定委員会（以下「評定委員会」という。）を置くことができる。

- 2 評定委員会は、担当課長以上の職をもって組織する。
- 3 前条第3項から第7項までの規定を評定委員会について準用する。この場合において「市長」とあるのは「部局等の長」と読み替えるものとする。

(人事評価の結果及び懲戒処分等による成績率の関係等)

第6条 同一の勤勉手当において、人事評価の結果に基づく成績率及び懲戒処分等に伴う成績率の適用を併せて受ける職員については、懲戒処分等に伴う成績率を適用する。

- 2 懲戒処分等を受けた者の勤勉手当の成績率の判定期間は、6月に支給する勤勉手当については、基準日の前年の12月2日から基準日の属する年の6月1日までの期間とし、12月に支給する勤勉手当については、基準日の属する年の6月2日から12月1日までの期間とする。

(苦情等の申出)

第7条 評価対象者は、人事評価における手続及び評価結果に関して、人事主管課に、苦情等（人事評価において行う業績評価及び能力評価の手続又は結果に対する不満及び苦情をいう。以下同じ。）の申出を行うことができる。

2 人事主管課は、前項の申出があったときは、その内容に関して速やかに事実確認等を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとする。

3 苦情等の申出その他の手続については、別に定める。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の綾瀬市職員に適用する勤勉手当の成績率に関する要綱の規定は、平成31年度以後の勤務成績に応じて決定される勤勉手当の成績率について適用し、平成30年度までの勤務成績に応じて決定される勤勉手当の成績率については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の2の規定は、この要綱の施行の日以後に綾瀬市行政組織規則（昭和56年綾瀬市規則第28号）第17条の規定により設置された特別のチームの構成員について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

人事評価結果適用基準表

評価区分	評価条件	人員分布率
A	市評定委員会及び評定委員会において評価点を考慮して定める。	5%以内
B		Aを含んだ25%以内
C	A、B、D及びEのいずれにも該当しない者	
D	市評定委員会及び評定委員会において評価点を考慮して定める。	人員分布率なし
E		

備考 1 評価点は、前年度人事評価の業績評価点及び能力評価点の合計評価点（能力評価のみ実施する職員については能力評価点）とし、積算方法は別に定める。

2 評価条件かつ人員分布率を満たす評価区分を適用する。

別表第2（第3条関係）

成績率表

成績区分	成績率	決定根拠
特に優秀	100分の110	人事評価結果適用基準表の評価区分Aに該当の者
優秀	100分の105	人事評価結果適用基準表の評価区分Bに該当の者
標準	100分の100	人事評価結果適用基準表の評価区分Cに該当の者
標準未満	100分の95	人事評価結果適用基準表の評価区分Dに該当の者又は第6条第2項に規定する期間に嚴重注意の措置を受けた者
	100分の90	人事評価結果適用基準表の評価区分Eに該当の者又は第6条第2項に規定する期間に訓告の措置を受けた者
	100分の65	第6条第2項に規定する期間に戒告処分を受けた者
	100分の55	第6条第2項に規定する期間に減給処分を受けた者
	100分の45	第6条第2項に規定する期間に停職処分を受けた者